

# 社会福祉連携推進法人の運営の在り方等 に関する論点整理

## (社会福祉連携推進業務①)

令和2年12月

社会・援護局 福祉基盤課

# 社会福祉連携推進法人制度の創設について

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。  
(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑  
連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申  
(社員総会、理事会は意見を尊重)

【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

### 【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

### 【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

要件を満たしたものを認定・監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)  
※ 社会福祉法人と同様。事業区域等により決定。

# 社会福祉連携推進法人の業務①（総論） に関する論点整理

# 社会福祉連携推進法人の業務①(総論)に関する論点整理

論点	対応の方向性
<p>(論点1) 社会福祉連携推進法人の目的や設立することで得られるメリットは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人は、法第127条第1号において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進すること</li> <li>・ 地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供すること</li> <li>・ 社会福祉法人の経営基盤の強化に資すること</li> </ul> <p>が主たる目的とされており、目的に沿って設立され、運営されなければならない。</p> </li> <li>○ 以上を踏まえれば、社会福祉連携推進法人の設立は、以下のメリットが考えられるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な連携との比較・・・個々の法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携が可能であること</li> <li>・ 社会福祉協議会との比較・・・業務の実施区域が限定されていないことから、広範囲での連携が可能であり、また、連携する合意の取れた法人同士で設立ができること</li> <li>・ 連携のための法人形態を社会福祉法人とすることとの比較・・・社会福祉事業を実施する必要がなく、法人同士の連携業務のために設立ができること</li> </ul> </li> </ul>
<p>(論点2) 社会福祉連携推進業務について、それぞれ具体的にはどのような取組が該当するか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進業務は、法第125条において、次の業務が位置付けられている。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援</li> <li>② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援</li> <li>③ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援</li> <li>④ 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援</li> <li>⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修</li> <li>⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給</li> </ol> </li> <li>○ 各業務の詳細の検討は、各業務の論点整理において行う。</li> </ul>

論点	対応の方向性
<p>(論点3) 地域福祉支援業務及び災害時支援業務は地域に根ざしたものであるのに対し、それ以外の業務は法人経営に密接に関係するものであるため、同じ社会福祉連携推進法人と言っても、タイプが異なるものが生じるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務のうち、どの業務を行うかは、当該法人の判断であることから、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉支援業務等を中心に、市町村域において種別を超えた連携支援を行うタイプ</li> <li>・ 人材確保等業務等を中心に、都道府県域等において特定種別が広域的に連携するタイプ</li> </ul>           など、当該社会福祉連携推進法人の創意工夫に基づき、多様な運営形態が認められるようにしてはどうか。         </li> <li>○ 多様なタイプの社会福祉連携推進法人が生じることから、社会福祉法人等は、複数の社会福祉連携推進法人の社員となることが可能にしてはどうか。</li> </ul>
<p>(論点4) 「資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの」について、貸付け以外を認める必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本業務の原資は、社員である社会福祉法人の資産を想定している。社会福祉法人が保有する資産が主として介護報酬や措置費といった公費によって構成されるとともに、これらは福祉ニーズを抱える者に対するサービス提供の対価であることを考慮すれば、法人運営に支障を与えることのないよう行われるべきである。</li> <li>○ 以上を踏まえ、制度施行から当面の間は、リスク管理の観点から、貸付けのみを認めることとしてはどうか。</li> </ul>
<p>(論点5) 社会福祉連携推進業務を行うにあたって、それぞれどのような留意が必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各業務の留意点の検討は、各業務の論点整理において行う。</li> </ul>

## 論点

## 対応の方向性

(論点6) 社会福祉連携推進法人の設立により、懸念される点をどう払拭するのか。例えば、万一、地域において、社会福祉連携推進法人が独占状態になったときに、福祉サービスの質の維持・向上や地域住民のニーズや要望の把握などをどう担保させるのか。

- 独占状態になったときの懸念点の解消について
  - ・ 地域の社会福祉連携推進法人は、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者で構成された社会福祉連携推進評議会を設置しなければならないこととなっていることから、福祉サービスを受ける立場にある地域住民の声を社会福祉連携推進評議会を活用して社会福祉連携推進法人の運営に反映させていくこととするのはどうか。
  - ・ また、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会の意見を尊重することや評価の結果を公表することが義務となっていることから、福祉サービスの質の維持・向上や地域住民のニーズや要望の把握状況を、評議会が意見する項目や評価項目に入れることとするのはどうか。
  - ・ さらに社会福祉連携推進法人の所轄庁の監督を通じて、目的に沿った運用が行われているかチェックすることにしてはどうか。

(論点7) 社会福祉連携推進業務以外にどのような業務を行うことができるか。

- 社会福祉連携推進法人は、法第132条第4項の規定により、社会福祉事業を行うことはできないが、母体は一般社団法人であり、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がなければ、他の業務を行わせてはならない理由はないことから、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、当該業務に付帯する業務を行うことは可能とすることとしてはどうか。

(論点8) 社会福祉連携推進業務以外の業務を行うにあたってどのような留意が必要か。

- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行を目的とする法人であることから、社会福祉連携推進業務以外の業務として認められるものは、以下の点を満たすものに限定してはどうか。
  - ① 付帯業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
  - ② 付帯業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
  - ③ 付帯業務の内容が社会福祉連携推進業務に関連するものであること
  - ④ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、同様に実施できないこと



論点

対応の方向性

(論点9)業務運営にかかる費用はどのように賄うか。会費以外に例えば、  
 ①寄附を受けることはできるのか。  
 ②債券は発行できるのか。  
 ③一般社団法人法の基金は設置できるのか。

- 社会福祉連携推進法人は、社員からの
  - ① 入会金：社会福祉連携推進法人の立ち上げに係る設備の導入費用等
  - ② 会費：社会福祉連携推進法人の事務局運営費用等
  - ③ 業務委託費：特定の社会福祉連携推進業務の実施に必要な費用の3つを基本に、運営することとしてはどうか。
- 寄附について
 

社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行を目的に運営され、社会福祉事業を行わないことから、寄附の受付については、金銭以外の寄附を認める必要はあるのか。
- 債券の発行について
 

一般社団法人法及び社会福祉法において、債券の発行について規定が整備されておらず、債券は発行できない。
- 基金の設置について
 

社会福祉連携推進法人は、一般社団法人として定款の定めるところにより、「基金」の設置が可能であるが、「基金」は法令上、引受人や用途の制限がないことから、少なくとも社会福祉法人である社員については、資産の法人外流出が禁止されているため、当該基金に資金等を拠出し、引受人となることは認めるべきではないのではないか。

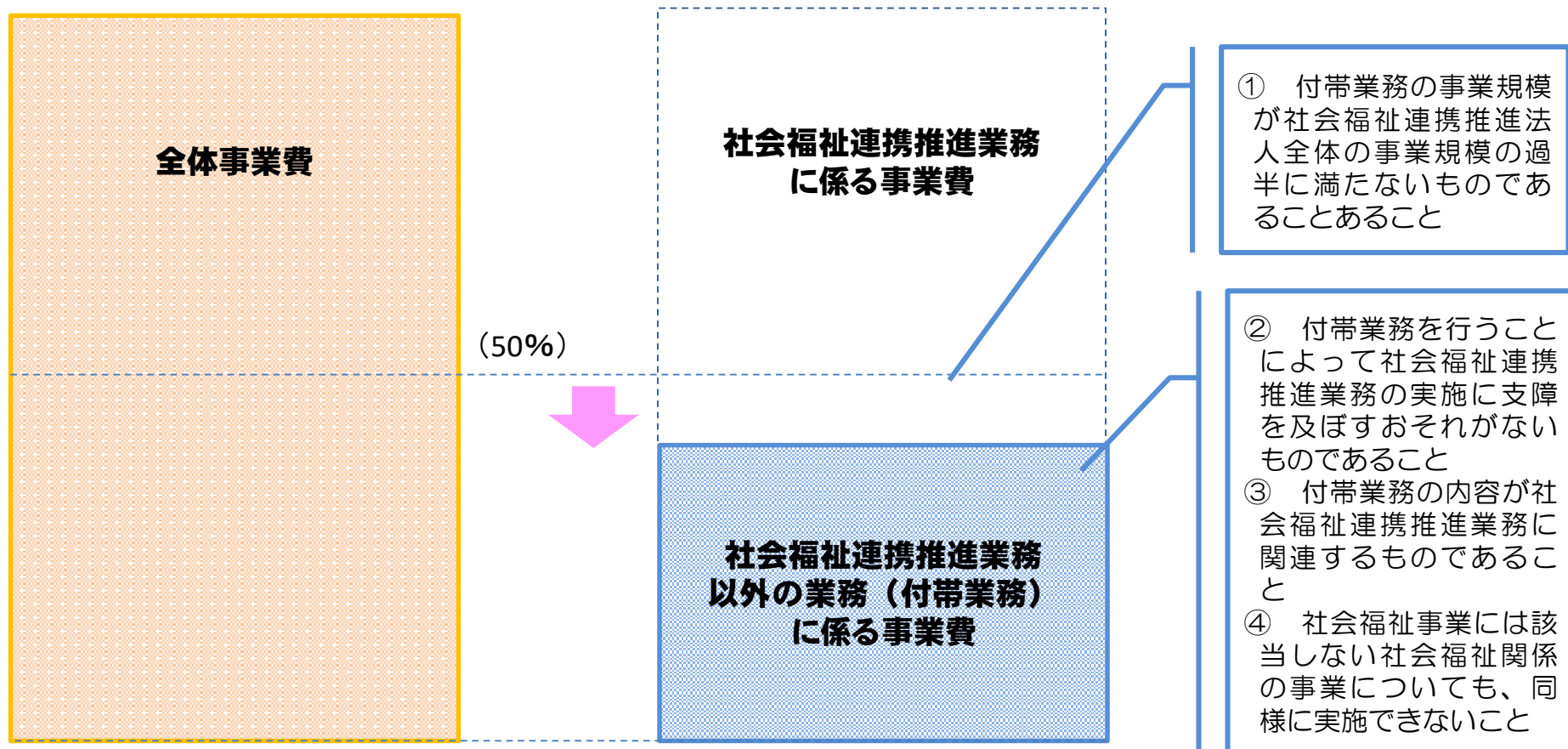
(論点10)社員である社会福祉法人は会費をどのように支出するか。

- 社会福祉連携推進法人の社員となることにより、社会福祉法人は社会福祉連携推進業務等を通じて様々な便宜を受けることが可能となり、この点、一定の対価性が認められることから、法人外流出には当たらないものとして整理してはどうか。

論点	対応の方向性
<p>(論点11) 社会福祉連携推進法人として、財産をどこまで保有できることとし、どのように管理できることにすべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行を目的に運営され、社会福祉事業を行わないことから、土地や建物の所有を認める必要があるかどうか。</li> <li>○ また、社会福祉連携推進法人が保有する財産の管理は、社会福祉法人における資産の取扱いと同様、安全・確実な方法で行うことを基本とすることとしてはどうか。</li> </ul>
<p>(論点12) 地域医療連携推進法人のように、出資して子会社を持つことはできるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人は資産の法人外流出が禁止されていることから、出資は行うことができないこととされていることを踏まえ、社会福祉連携推進法人についても、出資は行えず、地域医療連携推進法人のように、出資して子会社を持つことはできない。(法律上の規定の整備も行っていない。)</li> </ul>
<p>(論点13) 業務運営の実施体制(社会福祉連携推進法人の職員と社員である法人の職員を兼務する場合の給与等の取扱い等)はどのように整備すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人の職員については、主として事務職員が担うと考えられることから、社員である法人の業務に支障がない範囲において、兼務をできることとしてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 兼務関係については、サービス及び当該サービスにおいて必要とされる職種ごとに検討する必要があるが、例えば、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の人員配置基準について見ると、以下のような整理とすることが可能と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務員・・・専従でなければならないこととされているが、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではないこととされていることから、業務に支障のない範囲で兼務可能。</li> <li>・施設長(管理者)・・・常勤専従の管理者を配置しなければならないこととされているが、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができることとされていることから、業務に支障のない範囲で兼務可能。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ この際、人件費支出については、勤務時間数等により、適切に按分することが必要ではないか。</li> <li>○ また、事務室等の設備についても、同様に社員である法人の業務に支障がない範囲において、兼用できることとしてはどうか。</li> </ul>



- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務(付帯業務)を行うことができることとしてはどうか。
- その際、以下の4つの要件を満たしていれば、付帯業務の内容については、制約を設けないこととしてはどうか。
- なお、地域医療連携推進法人制度においては、以下の取扱いを定めている。
  - ・ 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。(医療連携推進業務の事業比率が50%超であること。)
  - ・ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。



## ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)

(従業者の員数)

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(1)～(4) (略)

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

2・3 (略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第四十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第百六十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、**入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。**

5 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 (略)

8 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

10 (略)

(管理者による管理)

第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の**管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。**

## ○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)

### (職員の専従)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第四十条第二項(第六十三条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、**入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。**

### (職員の配置の基準)

第十二条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

四 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(1)～(4) (略)

五 栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適當数

2・3 (略)

4 第一項第一号の施設長及び同項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 (略)

# 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

（平成28年3月31日付け雇児発0331第9号、社援発0331第22号、障発0331第2号、老発0331第10号）

## ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**



## 明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせ合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

＜福祉サービスを総合的に提供する場合に利用が想定されるサービス（例）＞

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援（A型、B型）、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

### ① 兼務可能な人員

- ・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

### ② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

- ・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

- ・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス
- ※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

### ③ 基準該当障害福祉サービス等<sup>(注)</sup>が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等：指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認められたものにおいては、当該事業者が障害者（児）を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

(平成29年3月31日付け雇児総発0331第5号、社援保発0331第9号、障企発0331第2号、障障発0331第2号、老推発0331第1号、老高発0331第1号、老振発0331第2号、老老発0331第1号)

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うこととなります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。

# 社会福祉連携推進法人の業務②－1 (地域福祉支援業務) に関する論点整理



- 少子高齢化、人口減少などが進む中、8050問題や育児と介護を同時に担わなければならないダブルケアの問題、がんを抱えながら就労を継続する問題など、国民の福祉ニーズは多様化、複合化。
- こうした中、多様で複合的な福祉ニーズに包括的に対応できる体制を構築しつつ、高齢者や障害者、子どもなど、属性や世代を超えて誰もが役割を持ちながら地域社会に参画し、お互いがお互いを支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要。
- そのためには、地域の福祉関係機関が、それぞれの専門性を活かしながら、緊密に連携し、いわゆる「たらい回し」とならない包括的な支援体制の構築が必要。
- 他方、社会福祉法人については、平成28年社会福祉法人制度改革において、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が設けられており、地域の中でこうした取組を有効に活用していくことも必要。
- 以上を踏まえ、社会福祉連携推進法人が行う地域福祉支援業務の具体的な内容については、
  - ① 地域共生社会の実現に向けた取組を含め、地域福祉の推進に当たって、社会福祉連携推進法人としてどのような関わりができるか、
  - ② 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の促進、有効活用を図るため、社会福祉連携推進法人としてどのような関わりができるか  
などの観点から、検討することが必要ではないか。

論点	対応の方向性
<p>(論点)地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援(地域福祉支援業務)について、</p> <p>① 地域福祉支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。</p> <p>② 社会福祉事業以外の福祉サービスなど地域住民に対する直接的な支援を行う業務を実施することは可能か。</p>	<p>①について</p> <p>○ 地域福祉支援業務については、法第125条第1号の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域福祉の推進に係る取組であること</li> <li>イ 当該取組を社員が共同して行うものであること</li> <li>ウ 当該取組を社会福祉連携推進法人が支援するものであることに該当している必要がある。</li> </ul> <p>「地域福祉の推進に係る取組」とは、法令上の事業に限らず、地域の社会福祉を推進するものが広く該当することとしてはどうか。</p> <p>○ 「当該取組を社会福祉連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、福祉サービスの提供は社員が行うことを前提としつつ、社員間の情報共有や連絡調整、ノウハウの共有などといった連携強化のための支援を行うことをいうものとしてはどうか。</p> <p>○ 社会福祉連携推進法人の業務は法律上「支援」となっていることから、原則として、社会福祉連携推進法人自体が主体となって、地域住民等に対し、福祉サービス(社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業も含む)を提供するような取組は該当しないこととしてはどうか。</p> <p>○ 以上を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施</li> <li>・ ニーズ調査結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供</li> <li>・ 取組の実施状況の把握・分析</li> <li>・ 地域住民に対する取組の周知・広報</li> <li>・ 社員が地域の他の支援機関と協働を図るための調整などを地域福祉支援業務の例示としてはどうか。</li> </ul>

論点

対応の方向性

(論点) 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援(地域福祉支援業務)について、  
 ① 地域福祉支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。  
 ② 社会福祉事業以外の福祉サービスなど地域住民に対する直接的な支援を行う業務を実施することは可能か。

②について

○ 社会福祉連携推進法人自体が主体となって、地域住民等に対し、福祉サービス(社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業も含む)を提供するような取組は地域福祉支援業務に該当しないことを原則としてはどうか。

○ 例外的な措置として、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環として付带的に行う「地域住民等を対象とした福祉サービスの提供」については、地域福祉支援業務に該当することとしてはどうか。

その際、以下の要件をいずれも満たす必要があることとしてはどうか。

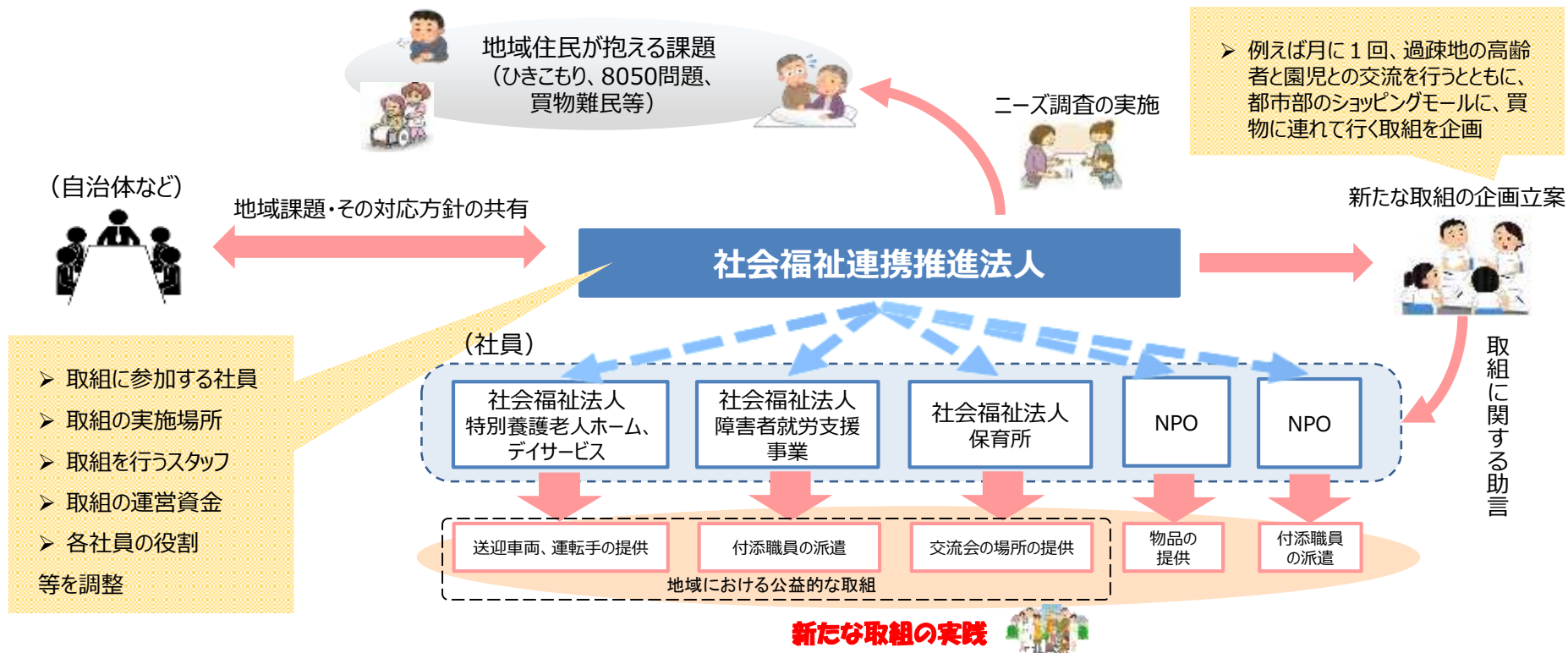
ア 社員が福祉サービスを提供していること

イ 社会福祉連携推進法人は社員の支援を主に行っており、福祉サービスの提供は、社員を支援するために必要かつ付帯的な範囲に限られること

ウ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とした取組であること

# 地域福祉支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、例えば、
- ・ **地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
  - ・ **ニーズ調査結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
  - ・ **取組の実施状況の把握・分析**
  - ・ **地域住民に対する取組の周知・広報**
  - ・ **社員が地域の他の支援機関と協働を図るための調整**
- 等の業務が該当する。



**社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる**

※ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施に係る責務については、社会福祉連携推進法人を介してこうした取組を行うことにより、その責務を果たしたことになる。

# 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)  
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

## 【社会福祉法人】



## 地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)  
社会福祉と関連のない事業は該当しない

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)  
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金を提供されること

(留意点)  
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実



# 「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

## ふれあい食堂の開設

- 地域で孤立する住民に対し、住民が気軽に集える場の提供や交流会等を実施。（北海道函館市等）



### 【ポイント】

地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。

## 複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府等）



### 【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

## 認知症改善塾の実施

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（北海道札幌市等）



### 【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

## 地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県等）



### 【ポイント】

連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。



# 社会福祉連携推進法人の業務②－2 (災害時支援業務) に関する論点整理

- 近年、令和2年7月豪雨や台風、熊本地震など、全国各地で、豪雨災害や地震等自然災害が頻発。
- こうした中、社会福祉施設等が福祉避難所として、地域の被災者を受け入れるケースや、社会福祉施設等が直接的な被害を受け、利用者が避難しなければならないようなケース等が生じている。
- このような場合、
  - ・ 被災者に対応する介護職員等の確保や、
  - ・ 利用者の避難先の確保・調整
  - ・ 被災した職員等のレスパイト
  - ・ 電気、ガス、水道といったライフラインの確保や食料等必要物資の調達などの災害時固有の負担が発生するとともに、これらには必ずしも一法人では対応できない場合もあり得る。
- また、災害への対応は、災害発生時における対応のみならず、BCPの策定や避難訓練の実施、物資の備蓄など、平時からの備えが重要である。
- このほか、社会福祉施設等の利用者以外の地域の被災者についても、避難所等における避難生活が長期化する場合、生活再建に向けた相談支援や、避難所内の環境整備、応急的な介護などを行う災害福祉支援チーム(DWAT)を組成し、これによる活動の展開や、在宅避難者の安否確認などの福祉支援が求められている。
- 以上を踏まえ、社会福祉連携推進法人が行う災害時支援業務の具体的な内容については、地域福祉支援業務との棲み分けを考慮しつつ、
  - ① 災害時における社会福祉施設等の持続可能な運営の確保に当たって、社会福祉連携推進法人としてどのような関わりができるか、
  - ② 地域の被災者を支援する観点から、社会福祉連携推進法人としてどのような関わりができるかなどの観点から、検討することが必要ではないか。

論点	対応の方向性
<p>(論点)災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援(災害時支援業務)について、</p> <p>① 災害時支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。</p> <p>② 感染症対策の取扱いはどのように考えれば良いのか。</p> <p>③ 地方公共団体が行う、災害対策や感染症対策との整合性はどのように取れば良いのか。</p> <p>④ DWATとの関係はどのように考えれば良いのか。</p>	<p>①について</p> <p>○ 災害時支援業務については、法第125条第2号の規定により、</p> <p>ア 災害が発生した場合において、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること</p> <p>イ 当該取組を社員が共同して行うものであること</p> <p>ウ 当該取組を社会福祉連携推進法人が支援することに該当している必要がある。</p> <p>○ 「社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービス」とは、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスであれば、社会福祉事業に該当しないものであっても含まれるとともに、福祉避難所として受け入れた被災者なども含まれることとしてはどうか。</p> <p>○ 「当該取組を社会福祉連携推進法人が支援する」とは、社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組に対して、社員間の情報共有や連絡調整、人材や物資の融通などといった支援を対象とすることとしてはどうか。</p> <p>○ 以上を踏まえ、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCPの策定や避難訓練の実施</li> <li>・ 被災施設に対する被害状況調査の実施</li> <li>・ 被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供</li> <li>・ 被災施設の利用者の他施設への移送</li> <li>・ 被災施設で不足する人材の応援派遣の調整</li> <li>・ 地方自治体との連絡・調整</li> </ul> <p>などを災害時支援業務の例示としてはどうか。</p>

論点

対応の方向性

(論点) 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援(災害時支援業務)について、

- ① 災害時支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- ② 感染症対策の取扱いはどのように考えれば良いのか。
- ③ 地方公共団体が行う、災害対策や感染症対策との整合性はどのように取れば良いのか。
- ④ DWATとの関係はどのように考えれば良いのか。

② 社会福祉連携推進法人の災害時支援業務における「災害(社会福祉法第125条第2号)」は、自然災害に限定していない。

感染症等の危機的状況については災害が発生した場合と同様の業務が発生することが想定されることから、感染症等の危機的状況については、「災害」に含まれると解して、社会福祉連携推進業務の災害時支援業務に該当することとしてはどうか。

③ 当該業務の実施に当たって、地方公共団体が行う、災害対策や感染症対策の方向性と矛盾する業務を行うことは、地域の復旧・復興に著しい支障を生ずるおそれがあることから、社会福祉連携推進法人と社員は、常に社会福祉連携推進法人の活動区域内の地方公共団体(認定所轄庁以外の地方公共団体も含む。)と連携し、これらの対策と調和が保たれるよう、努めなければならないこととしてはどうか。

④ 社会福祉連携推進法人が、社員である法人から災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員を登録させ、これをチームとして編成の上、都道府県災害対策本部等と連携の上、避難所等への派遣調整、移動手段、宿泊先の確保など、チームへの後方支援等を行う本部機能を担うことも考えられるのではないか。

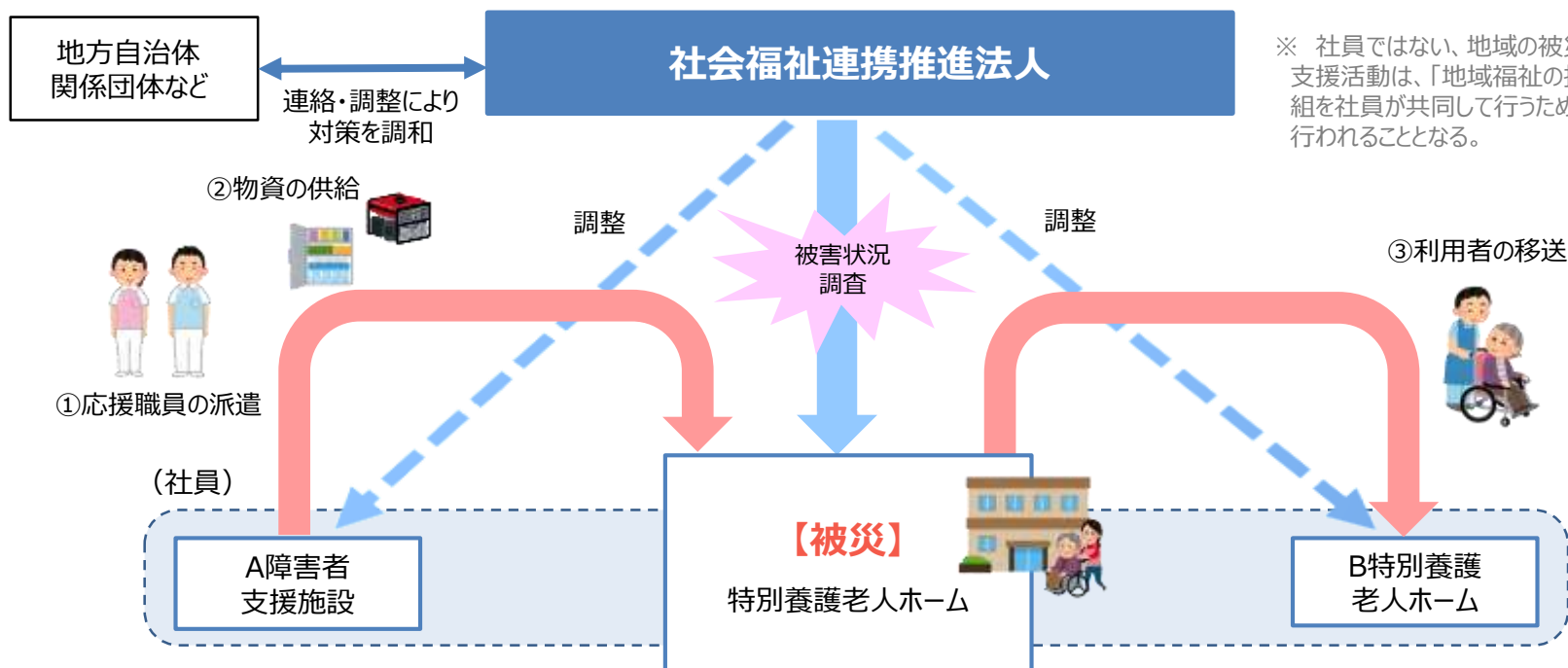
本業務は、上記①のア「社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者」の要件に該当しないため、第125条第1号の地域福祉支援業務として整理してはどうか。

# 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、例えば、

- ・ **BCPの策定や避難訓練の実施**
- ・ **被災施設に対する被害状況調査の実施**
- ・ **被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供**
- ・ **被災施設の利用者の他施設への移送**
- ・ **被災施設で不足する人材の応援派遣の調整**
- ・ **地方自治体との連絡・調整**

等の業務が該当する。



※ 社員ではない、地域の被災者に対する支援活動は、「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」として行われることとなる。

福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

# 災害派遣福祉チーム(DWAT)について

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
  - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
  - ② 当該ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
  - ③ 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中の困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備  
等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援。

※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々。

- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、近年、各都道府県へ広がりを見せてきている。(実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際)

## 【DWATが活動した災害】

平成28年4月熊本地震・・・熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害・・・岩手県

平成30年7月豪雨災害・・・岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府

令和元年台風19号・・・宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害・・・熊本県

- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、厚生労働省(社会・援護局福祉基盤課)が調整。
- 厚生労働省のこれまでの取組
  - ・平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
  - ・平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知。
  - ・令和元年度～ 災害派遣福祉チームリーダー養成研修 (受託先:全国社会福祉協議会)

< DWAT登録者数 >

約5千人

(令和2年10月14日時点)

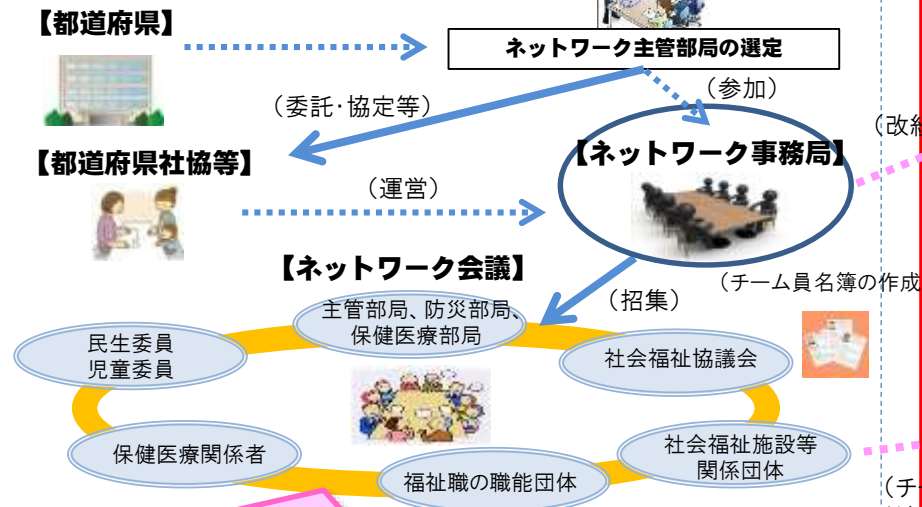


# 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

(平成30年5月31日付け社援発0531第1号社会・援護局長通知)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

## 【平時】



○ ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容     | ⑤ 費用負担          |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携   |
| ③ 災害時における関係者の役割分担   | ⑦ チーム員に対する研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築    | ⑧ 住民に対する広報・啓発等  |

## 【災害時】



- 一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。
- ① 他の福祉避難所等への誘導
  - ② アセスメント
  - ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
  - ④ 相談支援
  - ⑤ 避難所内の環境整備
  - ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告等

**災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行**

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

# 参照条文

### (社会福祉連携推進法人の認定)

第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- 二 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- 四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
- 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

### (認定の基準)

第二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

- 一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。
- 二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。
- 三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。
- 四 社員の資格の得喪に関して、第一号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- 五・六 (略)

(社会福祉連携推進法人の業務運営)

第百三十二条 社会福祉連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

- 2 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
- 3 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- 4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。